

環境建設委員会記録

1 日 時 平成29年3月6日(月)

午前 9時58分 開会

午前11時31分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長 篠原 茂 副委員長 小野辰夫

委員 井谷幸恵 委員 藤田幸正

委員 佐々木文義 委員 近藤 司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・市長 石川勝行

・環境部

部長 伊藤公夫 総括次長(環境保全課長) 小松健一

次長(下水道建設課長) 小山京次 下水道管理課長 高橋 司

下水道管理課主幹 木俵浩毅 下水道建設課技幹 近藤民雄

・建設部

部長 赤尾恭平 総括次長(建築指導課長) 岸田敦徳

次長(建築住宅課長) 高須賀健二 技術監 雑賀 光

都市計画課長 庄司誠一 道路課長 秋月 剛

都市計画課技幹 三谷公昭 道路課技幹 鳥嶋武彦

建築住宅課主幹 尾崎安孝 建築指導課参事 丹 一 仁

・港務局事務局

事務局長 石川演男 企画部技術監 田村節雄

港湾課長 安藤謙二 港湾課技幹 川口彰治

6 議会事務局職員出席者

議事課長 原 正 夫 議事課係長 美濃有紀

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

開会 午前 9時58分

●篠原委員長：＜開会挨拶＞

○市長：＜挨拶＞

◎環境部関係

口議案第26号 平成28年度新居浜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○小松総括次長（環境保全課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●小野委員：繰越額が大きいのが、予算に対する繰越率はいくらか。

○小山次長（下水道建設課長）：単独下水道事業では29%、管渠等建設事業では、12月補正の繰越明許費1億円を含むと52%、それを除くと37%である。

●藤田委員：繰越事業となる場所はどこか。

○小山次長（下水道建設課長）：単独下水道事業では、まず、川西污水幹線築造工事の単独分として、11号バイパス現道部分を拡幅している西河川を横断する部分、11号バイパスの既設橋梁部分新設工事が終わったので、その下越しを抜く推進工事を繰越工事として予定している。2つ目は、川西污水幹線布設替工事である。これは、県の西町中村線の工事に国の2次補正がつき、その工事ではJ Rの下越しを予定しているが、下越しをする段階で、J Rの南側沿いに入っている既設の川西污水幹線1,000ミリメートルが支障になるため、新設の11号バイパスから西町中村線の側道にバイパス管として入れ直す。これを補償工事として予定しているが、現在、補償設計書を作成し県と協議中であり、工期が取れないため繰越を予定している。3つ目の松神子第1工区の雨水施設工事は、松神子2丁目の松神子団地の中を施工しているヒューム管700ミリメートルから800ミリメートルの雨水管を布設する工事を予定している。4つ目は、東田第1工区の管路布設工事であり、東田2丁目の高柳泉の付近を予定している。5つ目は、江の口1号雨水幹線第5工区の付帯工事であり、田の上1丁目の、神郷公園の西側で、補助工事に伴う付帯工事を予定している。続いて管渠等建設事業費では、まず、岸の下污水幹線築造工事第2工区で、11号バイパスと県道の金子中萩停車場線の交差点から南の旦の上地区である。次に、下郷污水枝線築造工事第1工区は、県道壬生川新居浜野田線と多喜浜泉川線の交差点部分から西側、壬生川新居浜野田線の南側歩道に入れている部分である。次に、喜光地污水枝線築造工事第2工区は、角野中学校の南側のところに布設しており、中筋町である。次に松原污水枝線築造工事第2工区は、駅から山根公園へ向かう市道駅裏角野線で、上部高齢者福祉センターの付近である。次に、江の口2号雨水幹線築造工事第2工区は、八幡1丁目、江の口ポンプ場に流入する水路で、NHKの中継所の付近である。最後の江の口1号雨水幹線築造工事第6工区は、田の上2丁目の神郷公園の付近である。

●井谷委員：工事が完了する時期はいつか。

○小山次長（下水道建設課長）：単独下水道事業のうち、川西污水幹線の補償工事は、今後補償契約を

して工事となるので12月末を予定しているが、そのほかは6月末までの予定である。管渠等建設事業については、8月末を予定としている。

●近藤委員：繰越が多いと思うが、例年と比べてどうか。また、その原因は何か。

○小山次長（下水道建設課長）：前年度は、単独下水道事業は約19%、管渠等建設事業費は62%であった。工事発注の時には迂回路等工事を進める上での工程を考えて発注しているが、実際現場に入って細かい打ち合わせをする中で、地元住民の進入路確保や通行車両の対応等を優先するため、想定している1日当たりの施工量が伸びないことが繰越の主な原因である。地下埋設物や周辺住宅への影響の想定、地下水の影響などで施工量が落ち、工程どおり進まず工期がかかっていることも原因となっている。

●藤田委員：進入路の問題等で隣接の住民との調整ができない時はどうしても工事が遅れるが、その対策はどうか。

○小山次長（下水道建設課長）：工事する上で家に進入できなかつたり、迂回路で回っていただく場合は、仮の駐車場を設けたりということを事前に計画している。ただ、お体が悪い人や都合が悪い週とか家庭の諸事情は把握しきれない部分があり、発注時にはある程度のことは想定して迂回路等を計画するが、工事が遅れることもある。

●藤田委員：工事を計画するときに、高さの取り合いとか当家の人の思惑と乖離があつてなかなか進まない場合、最終的にどう調整するのか。

○小山次長（下水道建設課長）：雨水排水工事の場合は、排水路、開水路を暗渠化するという一方で、その部分が道路になることが多い。特に水路側に隣接している方については、そこに床版がかかっている状態であり、そこが道路敷地になるという問題があるので、道路管理者と隣接地の方とご相談をしながら、道路の高さや敷地内での取り合いなどをご提案して協力を願って工事を進めることになる。

●近藤委員：西町中村線のフジのところの管を今から入れていくということだったが、それができないとJRの立体交差に取りかかれないということで非常に遅れている。管を入れる時期と完成時期をもう少し詳しく教えてほしい。

○小山次長（下水道建設課長）：西町中村線は国の交付金事業で工事をしている関係で、事業費がなかなかつかなかったという状況があり、国の2次補正で時期的には厳しいが、新居浜市としては県の道路工事に協力するというので、下水も移設補償工事を進めることになった。今年の工事は繰越をし、残りの部分は来年度予算に計上する予定である。来年度中に工事を完了したいと考えており、県の方では引き続きJRと協議して協定を結び、工事を進めると聞いている。

●近藤委員：平成29年度分の工事が最終的に終わるのは12月ごろか、年度内一杯か。

○小山次長（下水道建設課長）：来年度中に行いたいと考えている。

●近藤委員：来年度中に終われば、JRの立体交差の工事に取りかかると考えていいのか。

○小山次長（下水道建設課長）：支障物件がなくなるということになる。

<討論>

○近藤委員：今回非常に繰越が多くなっている。繰越が多くなれば、工期も長くなるということで、地元の通行に支障をきたすところがたくさん出ている。工事が始まる時期がずれるだけでなく、工事期間が長くなっているところもある。早く通せるように業者をきちんと指導してほしいということを申し添えて賛成する。

<採決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◎建設部関係

□議案第 1号 市道路線の認定について

○秋月道路課長：<説明>

<質疑>

●小野委員：5路線の開発道路は、市道認定する場合に、現地の構造や利用上問題ないかの確認や検査はしているのか。

○秋月道路課長：開発道路で完成後市道として寄附されるものについては、開発審査の段階で市道認定に該当する構造かどうかを確認している。その後、開発工事が完了した時点で完了検査をし、その2年後に引き取るようになるが、引き取る時点で再度不具合がないかを確認した上で、市道認定して引き取るという手順になっている。

●井谷委員：市道に認定する基準はどのようなものか。お断りするようなこともあるのか。

○秋月道路課長：市道認定については、平成13年4月に定めた新居浜市市道認定要綱に基づいている。認定の具体的な要件として、幅員が4メートル以上あること、道路の路面並びに構造物が良好に整備され民地との境界が明確になっていること、公共物件以外に占有物件がないこと、側溝等の排水設備が両側に完備されていること、道路の敷地及び構造物が無償で譲渡できること、等々がある。これらの条件をクリアできた上で認定するということになる。

●藤田委員：小野委員の質疑で説明されていたが、開発道路が完了した2年後に完了検査を受けて認定ということか。

○秋月道路課長：開発行為自体が完了した時点でまず検査をする。その後、2年後に最終的に帰属が変わるということになるが、それまでの間供用されているので、不具合が起きた場合は開発業者に手を入れていただき、2年後にもう1回確認をした上で引き取るということになる。

●藤田委員：以前だと行き止まりとか、通り抜けできなかったら市道として認めないということも聞いたことがあるが、今はそういうところを変えて、平成13年から市道認定要綱を定めてされていると。我々もよくこれは市道にならないのかと聞かれるが、途中からでもそれなりの基準を満たしていれば、クリアできるのか。

○秋月道路課長：認定の基準については、基本的な考え方としては、市が認定して引き取った時点で近

々に費用を投じて修繕等をしなくていいというのが前提となるので、開発道路の場合は新しく道路をつくるので、そのときに構造等についても市道の認定要件に合うようにしていただくのが前提になる。開発以外の道路でその時々認定の要望があったものについては、今言ったような認定の要件の一つとして、路面や構造物が良好に整備されているということがあり、例えば路面の一部が非常に劣化しており、その部分だけが要件にそぐわないということであれば、その部分を修繕していただいて引き取ることは可能かと思う。

●藤田委員：市道に認定してほしいという要望は多いのか。

○秋月道路課長：多いのは、昔の開発道路で民間の所有のままになっているものなどがある。ただ、非常に古い物件が多いので、舗装や構造物に手を入れるということになると、所有者はその当時の開発業者の場合が多いが、すでに倒産している場合には、居住者が手を入れなければいけない。そうすると費用の問題が出てくる。規格が合っているか、規格が合っても補修が必要であればその手だてができるか、などいろいろ問題があり、要望があっても実際には引き取るまでに至っていない案件が多いのが現状かと思う。

<討論> なし

<採決> 全会一致 原案可決

□議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○岸田総括次長（建築指導課長）：<説明>

<質 疑>

●小野委員：平形外山線改良事業、河又東平線改良事業が減額補正となっている。国に交付金を要望した額に対して何割くらいが内示されたのか。これまでの内示状況と来年度の見通しはどうか。

○秋月道路課長：道路事業については社会資本整備総合交付金と防災安全交付金の2通りがある。上部東西線や角野船木線などの社会資本整備総合交付金については、今年度の要望額に対する内示率は33.3%である。防災安全交付金については、橋梁の長寿命化や大島支線の改良、自転車利用の環境整備等々の交付金であり、66.5%である。今後の見通しについては、事業が認められているものについては、基本的には同じような動向で進むものと考えられるが、交付金の考え方として、今までのように申請したものが全て同じような横並びの状態で交付金が配分されるという考え方ではなく、重点化という、事業によって重要か一般的なものの選り分けをされた上で、重点化に重きを置いて配分されるという傾向がある。重点化の要件に該当するかどうかを今後十分精査して、次年度以降要望していく必要があろうかと思う。今年度重点化されているものとされていないものの選り分けは現実の一部でされており、重点化されていないものについては、新居浜市ではないが、要望額の1割くらいしか交付されていないものもある。国の状況が非常に厳しくなっているので、国の意向に沿ったような形で要望していきたいと考えている。

●井谷委員：重点化の基準というのは何か。

○秋月道路課長：資料が手元にないが、通学路の安全に重きを置いたもの、これについては新居浜市が一番該当できるのではないかと思う。あとは、立体交差事業や道の駅事業、そういうかなり限定された事業

に関するものが重点化として認められる状況である。

●藤田委員：平形外山線の墓地用地の件、予算がついているが途中で話がこじれたから遅れたと理解したが、それで正しいか。最初に話をして、大体これくらいならこうだと計画されて平成28年度の予算として計上されていたのではないか。

○秋月道路課長：平形外山線については、第1回目の事業を平成10年まで実施しており、そのときに墓地の移転用地として確保しているところがある。ただ、その中に当時買収できてない土地があり、そこを買収するのが今回墓地管理会との移転についての一つの要件になっていたということもあり、その部分を地権者と交渉していた。移転交渉が長引き、本来は平成27年度事業で予算をとって土地を買う予定であったが、結果的に平成28年度の最後の状態になっている。そのために事業全体が若干遅れているということである。

●藤田委員：土地に関しては、残っている土地のことがまだまとまっていないのに、見切り発車的に進んでいるということか。

○秋月道路課長：結果的には確かに用地が買えなかったことが、後々まで全体の工程に響いたということになると思う。ただし、平成10年までの段階で、その土地は基本的には地権者の協力が抑げないという状態で事業が終わったので、そのあと、地元の要望に沿ってもう一度事業を立ち上げた段階では、その土地は買えない前提で墓地管理会ともお話をしていた。ただし、墓地管理会としては、一つの大きな面の土地の中の真ん中のほうにぽつんと島のようにある土地であり、できることならそれを取得した上で墓地の移転のレイアウトを考えてほしいという要望があったので、買収の話を進めていたところである。実際に、地権者については、土地の用地買収に前向きに考えていただいていたということもあった。ただ、土地の名義上の所有者は昭和30年代くらいに亡くなられており、相続等の処理をするのに非常に時間がかかったということである。

●藤田委員：その土地は買えるということか。

○秋月道路課長：そうである。

●藤田委員：それならいいが、長年の懸案事項であり、前向きに行きかけたので我々ももっと早く改良されるように期待していたが、そういう話を聞いたのでどうかなと思った。市営住宅の外壁をするのに駐車場の確保ができないとかで遅れるとかいう説明があったが、計画がよく詰まっていないからそういうことになったのか、それとも所有者等の考えが途中で変わったためか。

○赤尾部長：例えば土地交渉であれば、予算の裏付けがない中で最終交渉はできない。OKが得られるであろうというある程度の段階で事業ができると我々は判断している。例えば市営住宅であれば、管理組合、自治会等々とこんな事業を考えているがどうだろうかと話をして、概ね賛成をいただいて事業化していく。その中で実際に予算化して工程を組んだときに、細部の話の中でどうしても交渉事が起こってきて、我々も努力しているが、皆さんも御都合があるということではなかなか調整がうまくいかない部分はある。その辺りは齟齬がないように今後も進めてまいりたいと思うので、ご理解いただきたい。

●藤田委員：皆さんが一生懸命努力して計画されて出てくるのに、こういうことが起きてくるとどうしてかと思い、お尋ねした。皆さんが頑張っておられるのは理解している。

●井谷委員：市営住宅改善事業、市営住宅耐震改修事業について、交付金が減ったということで大きく減額となっているが、どのような工事ができなくなったのか。

○高須賀次長(建築住宅課長)：市営住宅改善事業については、松原団地5－3号棟の外壁改修工事、南小松原団地7－5号棟の屋上防水改修工事、松原団地5－3号棟のベランダ手すり改修工事である。市営住宅耐震改修事業については、予定していた設計工事を実施した結果の入札減少金等であるので、事業は予定通り実施している。

□議案第29号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○岸田総括次長(建築指導課長)：＜説明＞

＜質疑＞

●藤田委員：新居浜市では、どういう建物が対象になるのか。

○岸田総括次長(建築指導課長)：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が4月1日から完全施行され、いわゆる住宅でない建物、事務所、工場、店舗などいろいろあると思うが、それらで2千平方メートルを超えるものについては、国の求める消費性能基準以上の性能を持った建物でなくてはならないということで義務付けになる。それに伴い、その基準に合っているかどうかの審査をしなければならない。その手数料をいただくために、手数料条例にその項を加えるということである。

●井谷委員：建築物エネルギー消費性能が向上するというのはどういうことか。

○岸田総括次長(建築指導課長)：具体的に申し上げますと、数字的には現状の建物の性能の1割くらいを向上するようなイメージを持っていただければと思う。例えば空調や給湯など、建物全体のエネルギー消費量を減らすためにこの法律が施行されたので、建物自体を省エネ化していくということである。例えば、電気代、石油代、そういった使用料が減っていくという建物をふやしていこうということである。

●佐々木委員：建築物エネルギーという部分と、1次エネルギーの消費量という部分、ほかにまだあるが、エネルギーの内訳はどうなっているのか。

○岸田総括次長(建築指導課長)：1次エネルギーと非常にわかりにくい言葉で書いてある。先ほども評価の方法に簡便な方法と一般的な方法があると申し上げた。その違いは、簡便な方法は例えば建物の方角とか外壁の断熱性、窓の断熱性、そういったもので簡便に評価をする。中でこういった器具を使うかは斟酌されない。その代わりに、細かく計算したときよりは安全側に数字が出るようにしているのが簡便な方法である。逆に、一般的な方法では、それぞれの計算をする。建物の断熱性能以外に、暖房、冷房、換気、照明、そういった器具をこういった省エネ性能を持ったものにしていくかということをとータルで計算する、どのくらいのエネルギーを使うかということ、国が作成した統一プログラムに入力し、評価、計算をしていくという仕組みである。

●佐々木委員：事業主が提出するのか、建設業者が提出するのか。

○岸田総括次長(建築指導課長)：事業主ということになるが、実際に作業するのは事業主では無理なので、工事施行者や設計者が代行するイメージかと思う。

●佐々木委員：審査を受ける際には、当事者として立ち会うのか。

○岸田総括次長（建築指導課長）：まず書類審査をする。こういった計画で省エネ化を進めていくのかという内容を書類で把握し、建物が完成すると通常、建築確認申請、完成検査となるが、これにあわせて、書類どおりに設備なり建物なりができていないか確認するという手順になる。

●井谷委員：新しく建てる場合の話か。

○岸田総括次長（建築指導課長）：基本的には、新築、あるいは増築によって2千平方メートル以上になるものが対象になる。

●井谷委員：評価されて、その後どうにかなるのか。

○岸田総括次長（建築指導課長）：基準に合わなければ是正の命令なり何なりということはあるが、法で義務付けられる手続きであるので、適用しなければいけないということである。

<討論> なし

<採決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時15分

◎港務局関係

□議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○安藤港湾管理課長：<説明>

<質 疑>

●小野委員：繰越となる港湾施設耐震化事業の内容、繰越せざるを得なくなった理由、完成時期を教えてください。

○安藤港湾課長：事業の内容は、太鼓大橋及び臨港橋の耐震補強と、臨港道路垣生線の道路の舗装改修である。繰越の理由は、今回の2,235万円については、太鼓大橋と臨港橋にかかる改修計画に関するものであり、既存の橋梁の現地調査に伴う地元関係者との協議、調整に不測の時間がかかり、年度内の完成が難しいということである。完成は平成29年6月を見込んでいる。

●佐々木委員：東港のフェリー岸壁の防舷材交換だが、あそこを使っているのはオレンジフェリーか。

○安藤港湾課長：オレンジフェリーが接岸する岸壁の防舷材が老朽化により傷んでいるので、それを交換するものである。

●佐々木委員：参考までにお聞きするが、西条市は相当費用かけて岸壁を整備しているが、そこにオレンジフェリーを取られることはないか。

○安藤港湾課長：現在、東予港のほうで耐震強化岸壁を整備しているが、新居浜東港については、オレンジフェリーが週5便コンテナを阪神港にフィーダー網として移送しており、企業ヒアリングを行ったが、今後も継続して使用していただけるということなので、東予港の整備ができたからといって、新居浜東港が使われなくなることはないと考えている。

●藤田委員：防舷材の耐用年数はどのくらいのか。

○石川事務局長：フェリー岸壁は昭和62年から昭和63年に竣工し、それから取り替えていないので、30年程度はもっている。

●藤田委員：使用頻度にもよるだろうが、今はフェリーの発着回数が減っているなので、今度は長くもつ。

○石川事務局長：頻度が減ると消耗が減ると思うが、操船技術のウェイトの方が大きいように思う。衝撃が1回あるとだいぶ防舷材自体の吸収能力が下がったりする。今回は、30年ぶりの更新ということになる。

●小野委員：オレンジフェリーの夜行便が新居浜はなくなり、東予港に取られている。なぜかと聞いたら、東予港の方が荷物の量が多いからということらしい。夜行便は新居浜にとって重要な便ではないかと思っていたが、今現在はないという状況である。

<討論> なし

<採決> 全会一致 原案可決

□議案第28号 平成28年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○安藤港湾管理課長：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：1億円減額となったが、その中身は何だったのか。

○安藤港湾課長：業務委託料である。環境影響調査に約4,320万円、地質調査、埋め立て計画作成に約3,450万円、港湾計画の変更に約1,300万円、公有水面埋め立ての免許申請に約650万円、ほかに事務費として280万円ほどで、全体で1億円である。

●藤田委員：委託する場合は、どういった業者になるのか。

○石川事務局長：港湾関係コンサルタントである。

閉会 午前11時31分

環境建設委員会付託案件表

平成29年3月6日

○環境部関係

議案第26号 平成28年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）ページ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11~13

○建設部関係

議案第1号 市道路線の認定について

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・39~42
〔第4項 港湾費、
財源補正 を除く〕

第2表 繰越明許費補正 追加

第8款 土木費（第4項 港湾費を除く）・・・・・・・・ 5

議案第29号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○港務局関係

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費
第4項 港湾費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・40

第2表 繰越明許費補正 追加

第8款 土木費
第4項 港湾費・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3表 繰越明許費補正 変更

第8款 土木費・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第28号 平成28年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
・・・・・・・・・・・・・・・・ 17~20・64~67